平成２４年（フ）第２４５号
札幌市豊平区月寒東１条７丁目３番５―101号
債務者　表　　弘美
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５７号
札幌市中央区南８条西１丁目５番地１　タマミマンション６号
債務者　川村　武重
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７０号
札幌市北区拓北１条４丁目７番10―101号
債務者　佐藤真由美
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７６号
札幌市中央区南12条西16丁目１番31号　ヒルズタウン幌西Ａ203号
債務者　中村　将人
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９号
山形県鶴岡市三和町５番６－４号
債務者　須藤小代子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第４１号
群馬県安中市下間仁田267番地
債務者　眞下　悦子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４７号
相模原市中央区鹿沼台２丁目12番20号　フラット鹿沼台201
債務者　安部喜代次
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４８号
相模原市中央区鹿沼台２丁目12番20号　フラット鹿沼台201
債務者　安部　昭子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５３号
相模原市中央区相模原７丁目６番４号　サンハイツ小山301
債務者　林　　貴之
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５４号
相模原市中央区共和１丁目14番９号　ドラゴンマンション淵野辺壱番館104号
債務者　高橋　俊博
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３０号
愛知県江南市宮後町砂場東390番地
債務者　鈴江　　晃
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１７３３号
堺市中区深井中町1213番地２
債務者　南野　和人
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７５２号
大阪府柏原市玉手町４番43号
債務者　宮崎　浩二
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９号
大阪府南河内郡太子町大字春日1433番地の１、前住所大阪府南河内郡河南町大字上河内621番地
債務者　山田　孝三
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
堺市西区鳳西町２丁８番地２　ハイツウエンディＡ棟102号、前住所堺市西区鳳西町１丁54番地98　ハイネス鳳804号
債務者　下高原賢治
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９０号
堺市西区鳳西町２丁８番地２　ハイツウエンディＡ棟102号、前住所堺市西区鳳西町１丁54番地98　ハイネス鳳804号
債務者　下高原恵子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
大阪府松原市上田３丁目１番23―702号
債務者　大築　　瞳
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係